

医療的ケア児等在宅レスパイト事業



訪問看護を利用して、ひと休みしませんか？

～介護を担うご家族の負担を軽減するレスパイト(休息)支援～

医療的ケアを受けているお子さんを支えるご家族が安心して
休養できるよう、ご自宅での訪問看護の利用費を県が負担します。

※年間最大48時間まで

※訪問看護ステーションの実費(交通費等)やキャンセル料は自己負担

♪ こんな時に気軽に利用できます ♪

買い物に



美容院に



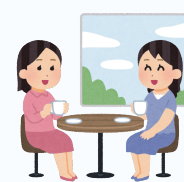
少しひとりの時間に



きょうだいの行事に



外出して気分転換に



対象者

以下のすべてを満たす栃木県(宇都宮市を除く)に住所を有する方
宇都宮市在住の方は宇都宮市子ども発達センター028-647-4721へお問い合わせください。

- 20歳未満
- 在宅で同居の家族が介護
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている
- 訪問看護により医療的ケアを受けている

※ 医療的ケアを受けている方が**20歳以上**の難病患者である
場合は「難病患者在宅レスパイト事業」をご覧ください。



医療的ケア児等
在宅レスパイト事業



難病患者
在宅レスパイト事業

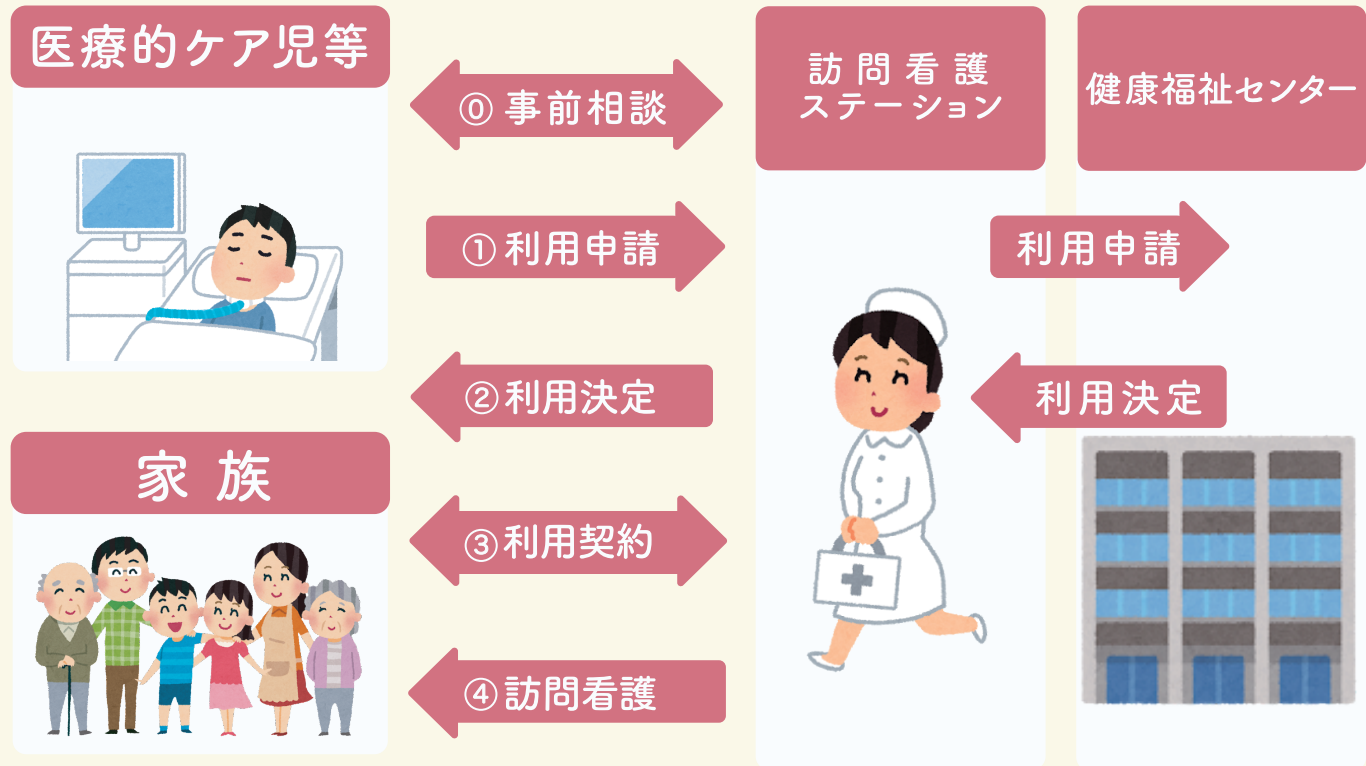
ご利用方法など、お気軽にお問い合わせください

お問い合わせ先 電話番号

- ・ 県西健康福祉センター 0289-62-6225
- ・ 今市健康福祉センター 0288-21-1066
- ・ 県東健康福祉センター 0285-82-3323
- ・ 栃木健康福祉センター 0282-22-4121
- ・ 県南健康福祉センター 0285-22-1509
- ・ 矢板健康福祉センター 0287-44-1297
- ・ 県北健康福祉センター 0287-22-2679
- ・ 烏山健康福祉センター 0287-82-2231
- ・ 安足健康福祉センター 0284-41-5895

・ 栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課 028-623-3086

手続きの流れ



手続きの内容

| | |
|---|---|
| ① | 家族は事業の利用について、訪問看護ステーションと <u>事前相談</u> します。 |
| ① | 訪問看護ステーションから連絡があったら、家族は訪問看護ステーションへ利用申請書を提出します。 |
| ② | 訪問看護ステーションから家族へ利用決定通知が送付されます。 |
| ③ | 家族と訪問看護ステーションは利用契約を締結の上、訪問看護提供日を <u>調整</u> します。 |
| ④ | 訪問看護ステーションが医療的ケア児等に訪問看護を提供します。 |

※利用を希望される訪問看護ステーションがあらかじめ県と契約を結ぶ必要があります。
 ※1日あたりの利用時間については訪問看護ステーションにご相談ください。